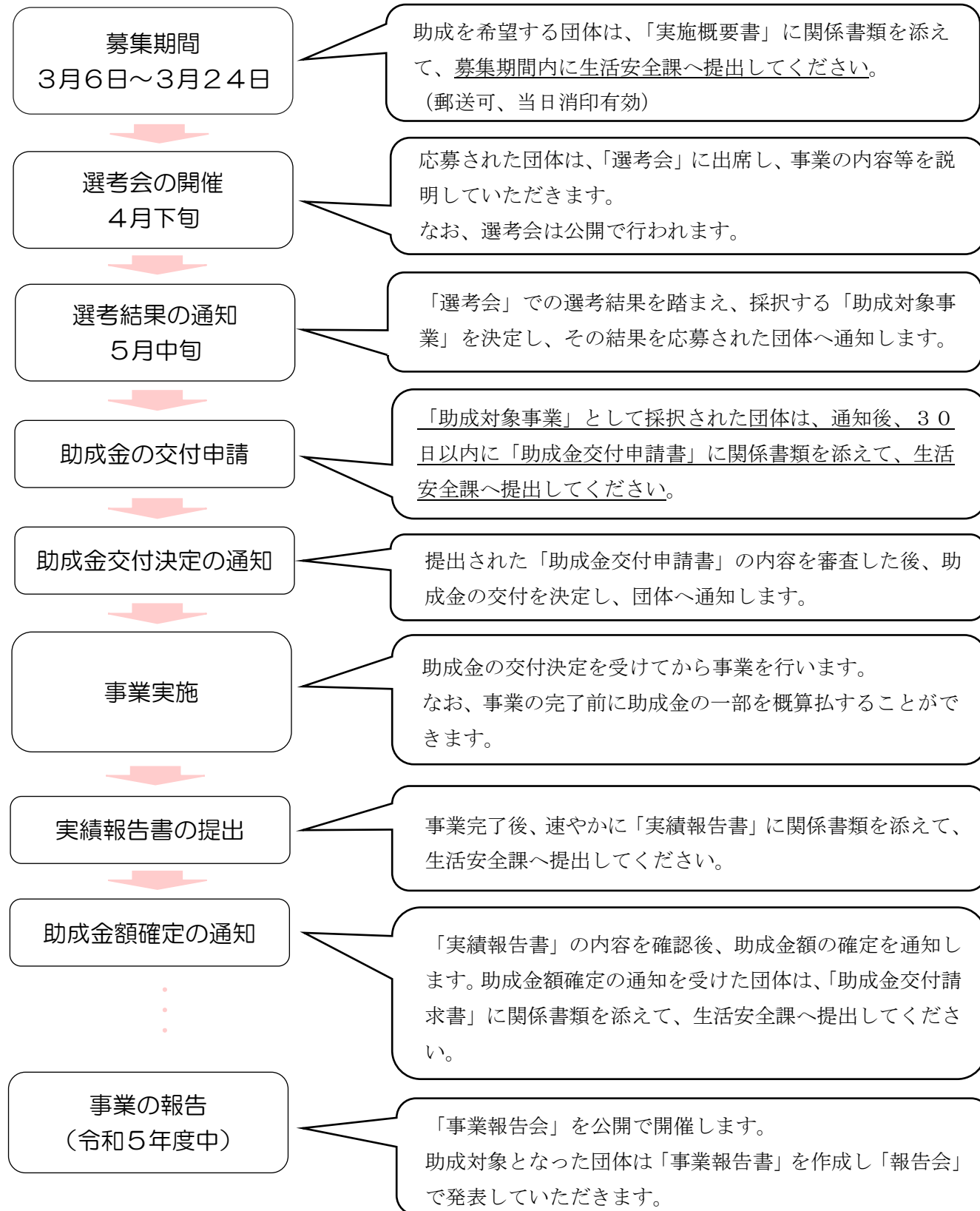


## 事業の流れ（令和5年度）



# 令和5年度小樽市ふるさとまちづくり協働事業 募集要項

～参加・協働によるまちづくり活動を応援します～



**<募集期間> 令和5年3月6日(月)～3月24日(金)**

### 「ふるさとまちづくり協働事業」について

「ふるさとまちづくり協働事業」は、市民のみなさまとの協働による個性豊かなふるさとづくりを進めるため、主体的に行われる公益性の高いまちづくり事業を実施する団体に対し、助成金を交付する制度です。

助成を希望する団体の皆さんが本市に提出した実施概要書を、民間の審査員で構成される選考会が公開で審査した上で、市長が助成対象事業を決定し、まちづくり活動を応援します。

なお、この助成事業の財源は、全国の小樽ファンから「ふるさと納税」として寄付いただいた「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金」の一部を活用しています。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、一部内容が変更となる場合があります。

※令和3年度より、担当が建設部新幹線・まちづくり推進室から生活環境部生活安全課へ変更となりました。

## 助成制度について

○本制度は、市と市民のみなさまとの協働による個性豊かなふるさとづくりを進めるため、主体的に行われる公益性の高い「まちづくり事業」を実施する団体に対し、助成金を交付するものです。（事業の流れについては「事業の流れ」を参照してください）

○助成金の額は、選考会の意見を聴いて、市長が決定した額（上限30万円）となります。

## 応募要件について

○下記のすべてに該当する団体及び事業が対象となります。

### （対象となる団体）

- ・市内に活動拠点を有する団体で、市内に在住し、又は在学する16歳以上の者が5人以上その構成員となっていること
- ・助成対象事業を確実に遂行することができると思われる団体であること
- ・活動に賛同する市民の方が加入することができる団体であること

### （対象となる事業）

- ・自ら実施するまちづくりに関する事業であること
- ・公益性の高い事業であること（活動の効果が一部に限定されるものを除く）
- ・市内で行われる事業であること
- ・市が実施する事業と重複しない事業であること
- ・他の財政的な支援を市や公的団体から受けていない事業であること
- ・営利を主な目的とした事業でないこと
- ・宗教的活動又は政治的活動を目的とした事業でないこと
- ・恒例行事としている事業でないこと
- ・助成金の交付決定前に実施する事業でないこと



## 助成対象となる経費について

○助成対象事業に要する経費が対象となりますが、下記のものは対象経費となりません。

### （助成対象とならない経費）

- ・団体の構成員に対する人件費、謝礼及び助成対象事業に直接関係のない旅費
  - ・団体の経常的な活動に要する運営維持費
  - ・飲食に係る経費
  - ・景品や賞品に係る経費
  - ・助成対象事業に直接関係のない備品購入費
  - ・家屋の取得、維持補修、改築等に係る経費
  - ・土地の取得、造成、補修に関する経費
  - ・助成金交付決定前に発生した経費
  - ・上記に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと認められる経費
- 【例】講演会の講師等への謝礼等の一部  
（5万円又は事業費の5分の1のどちらか低い金額を超える額）



## 応募方法について

○募集期間内（このパンフレットの表紙をご覧ください）に必要な書類を1部作成し、生活安全課へ提出してください。（郵送可（当日消印有効））

<必要書類> ~必ず提出していただくもの~

- ・小樽市ふるさとまちづくり協働事業実施概要書（様式第1号）
- ・団体の規約の写し
- ・団体名簿（住所及び年齢が確認できるもの）

<その他の書類> ~必要に応じて提出していただくもの~

- ・前年度に行った事業の状況写真やチラシなど



## 問合せ先

○ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

小樽市生活環境部 生活安全課

【住所】〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号（市役所別館4階）

【電話】（0134）32-4111（内線226）

【メールアドレス】seikatu-anzen@city.otaru.lg.jp

